

岩手県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
オレンジ薬局江刺店	奥州市江刺区西大通り4番24号	平成23年9月1日
星が丘瀬川皮膚科クリニック	花巻市星が丘一丁目8番14号	平成23年10月1日
関上こどもクリニック	久慈市長内町第24地割98番地2	〃